

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、(1)株主の利益の最大化、(2)ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、(3)継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めております。

そのために、業務執行に対する厳正かつ適切な監督機能を実現し、有効な内部統制の整備及び運用、コンプライアンスを常に意識した経営、グループ統治による子会社との適正な連携を意識した組織運営に注力しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本となる「コーポレート・ガバナンス基本方針」を、平成28年1月22日付で取締役会において策定、制定し、以下の当社ホームページに掲載しております。

コーポレート・ガバナンス基本方針

http://ir.nexon.co.jp/stock/governance/corporate_governance_basic_policy.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 政策保有に関する基本方針および政策保有株式の議決権行使の基準:原則1 - 4 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

15. 政策保有株式

- (1) 政策保有株式に関する基本方針
 - (2) 政策保有のねらい・合理性の説明
 - (3) 議決権行使に関する基本方針
- に記載のとおりであります。

また、平成28年12月末現在の政策保有株式に関しては、平成29年3月21日開催の取締役会において、その経済合理性や将来の見通しについて検証され、確認されております。いずれも、優良なゲームタイトルの配信(ゲーム配信権の取得やサーバー構築)を目的として、出資しているものであり、自社開発にとどまらず、他社の優秀な開発リソースをも活用すべく、現在のところ、戦略的な開発代替投資として有効な手段であると考えております。

< 関連当事者間の取引:原則1 - 7 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

5. 株主の権利・平等性の確保、株主総会

- (5) 関連当事者との取引
- に記載のとおりであります。

< 主体的な情報発信:原則3 - 1 >

【1】経営理念、経営戦略、経営計画

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

1. 経営理念・ミッション、ビジョン
 2. 経営戦略、経営計画、経営方針
- に記載のとおりであります。

【2】コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
- に記載のとおりであります。

【3】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

- 7. 取締役会
- (7) 報酬委員会
- 9. 取締役および監査役ならびに経営陣
- (6) 役員の報酬の決定の方針と手続
に記載のとおりであります。

【4】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

- 7. 取締役会
- (6) 取締役候補者の要件
- 8. 監査役会
- (4) 監査役候補者の要件
- 9. 取締役および監査役ならびに経営陣
- (1) 役員の独立性判断基準
- (2) 取締役候補者指名の方針および手続き
- (3) 社外取締役候補者指名の方針および手続き
- (4) 監査役候補者指名の方針および手続き
- (5) 社外監査役候補者指名の方針および手続き
に記載のとおりであります。

【5】取締役会が上記【4】を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行う際の、個々の選任、氏名についての説明

当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知における、選任議案の参考書類において、「候補者とした理由」を記載しております。

第15回定時株主総会において選任をおはかり致しました取締役及び監査役の「候補者とした理由」は、第15回定時株主総会招集ご通知43ページ及び44ページに記載のとおりであります。また、第15回定時株主総会終結時点において監査役の地位にある2名の選任理由は、第13回定時株主総会招集ご通知41ページに記載したとおりであります。

第15回定時株主総会招集ご通知

<http://ir.nexon.co.jp/stock/pdf/shoshu2016.pdf>

第13回定時株主総会招集ご通知

<http://ir.nexon.co.jp/stock/pdf/shoshu2014.pdf>

< 経営陣に対する委任の範囲の概要: 補充原則4 - 1 - 1 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

- 7. 取締役会
- (1) 取締役会の役割、責務
- (2) 権限委譲
に記載のとおりであります。

< 独立社外取締役の活用: 原則4 - 8 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

- 7. 取締役会
- (5) 社外取締役の員数
- 9. 取締役および監査役ならびに経営陣
- (3) 社外取締役候補者指名の方針および手続き
に記載のとおりであります。

< 独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断: 基準原則4 - 9 >

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準としては、会社法および東京証券取引所の定める独立性基準に従うことを原則としており、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

< 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方: 補充原則4 - 11 - 1 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

- 7. 取締役会
- (4) 取締役会の構成
- 9. 取締役および監査役ならびに経営陣
- (2) 取締役候補者指名の方針および手続き
- (3) 社外取締役候補者指名の方針および手続き
に記載のとおりであります。

< 取締役および監査役の兼任状況: 補充原則4 - 11 - 2 >

当社では、全ての取締役および監査役について、第15回株主総会招集ご通知20ページにおいて、「重要な兼職の状況」を開示しております。

また、全ての取締役および監査役候補者について、株主総会招集ご通知における、選任議案において「重要な兼職の状況」を開示しております。第15回定時株主総会において選任をおはかり致しました取締役及び監査役の「重要な兼職の状況」は、第15回定時株主総会招集ご通知39ページから42ページ及び44ページに記載したとおりであります。

第15回定時株主総会招集ご通知

<http://ir.nexon.co.jp/stock/pdf/shoshu2016.pdf>

< 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要：補充原則4 - 11 - 3 >

当社は、取締役会全体の実効性についての分析及び評価を実施するため、年に1回、アンケート形式による調査を各取締役および監査役向けに行い、取締役および監査役が回答を行っております。平成29年3月21日開催の取締役会においては、アンケートに基づく回答結果を共有し、それに基づき議論を行いました。

全体としては、取締役および監査役による活発な議論を通じて、取締役会の実効性が確保されているものと判断されました。ただし、以下のような事項について、なお課題を有することが認識されております。

- ・取締役会による代表取締役を含む経営陣の後継者の計画に関する適切な監督
- ・取締役会による代表取締役を含む経営陣の選任や解任に関する適切な議論
- ・中長期の企業戦略に関する議論の活性化
- ・取締役会と経営陣との間での判断事項の切り分け
- ・取締役、監査役へのトレーニングの機会の確保

< 取締役・監査役に対するトレーニングの方針：補充原則4 - 14 - 2 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

9. 取締役および監査役ならびに経営陣

(8) 役員の研修等の方針

(9) 社外役員への支援体制

に記載のとおりであります。

< 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針：原則5 - 1 >

「コーポレート・ガバナンス基本方針」

12. 株主との対話に関する方針

(1) 基本的な考え方

(2) IR体制

(3) 対話の方法

(4) 社内へのフィードバック

(5) インサイダー情報および沈黙期間

に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NXC Corporation	157,631,400	36.24
NXMH B. V. B. A.	83,593,200	19.22
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITRY-SAMSUNG	17,790,000	4.09
CBNY - ORBIS SICAV	12,322,402	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,917,800	2.05
徐 旻	7,607,500	1.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,034,300	1.38
CBNY - ORBIS FUNDS	5,541,893	1.27
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	5,088,400	1.17
THE BANK OF NEW YORK 133522	4,656,875	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	NXC Corporation (非上場)
--------	-----------------------

補足説明

特になし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配及び影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があると言われております。

当社の支配株主であるNXC Corporationは投資事業及び当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連性のない事業のみを行っており、当社グループ事業の展開に何らの影響もございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社はNXC Corporationで、同社は当社の株式157,631千株(議決権比率36.24%)を保有しております。

NXC Corporation及び当社グループを除く同社の子会社は、投資事業その他当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っており、当社グループは、当社グループのオンラインゲーム事業と競合する事業を行わない旨の競業禁止契約を当社と締結しております。

また、同社が保有している日本地域における社名商標「NEXON」については、同社と当社との間で、商標権使用許諾契約を締結し、当社から同社に使用料を支払うことを合意しておりますが、使用料における支払金額は当社の売上高に対して一定の比率で算出された金額になっております。

なお、同社とは、当社が社名商標「NEXON」における使用許諾契約の延長権限を保有することで合意しております。当社子会社(NEXON Korea Corporation、NEXON America Inc.など)においても、同社と同様の契約を締結しております。

その他、当社とNXC Corporationとの間において双方協議の上、同社へ資金の貸付を実施し回収しております。資金の貸付の利息は、市場金利等を勘案して双方協議の上決定した公正妥当な料率となっており、当該貸付は当社の利益を害するものではないと取締役会にて判断しております。

上記取引を除いては、当社グループとの間において他の経常的な取引はなく、今後につきましても、当社グループが同社の影響を受け、同社に有利な取引、投資、事業展開を行うような予定はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本多 慧	他の会社の出身者													
国谷 史朗	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 慧			本多慧氏には、ゲーム業界における経験と幅広い知見に基づき、適切に社外取締役としての業務を遂行していただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実させていただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山 英夫			小山英夫氏には、長年にわたりIT業界に従事した豊富な経験と知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。
大友 巖			大友巖氏には、公認会計士としての経験と幅広い知見に基づき、適切に監査役としての業務を遂行していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。
森 亮二			森亮二氏には、弁護士としての経験と幅広い知見に基づき、適切に監査役としての業務を遂行し、特にコーポレートガバナンス、コンプライアンスを充実させる観点から一般株主の利益を保護していただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方法により、一部の当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを、第1回新株予約権について平成19年3月29日開催の第5回定時株主総会並びに平成19年8月23日開催の取締役会において、第2回新株予約権については平成21年9月28日開催の臨時株主総会並びに平成21年9月28日、同年12月28日及び平成22年3月30日開催の取締役会において、第3回新株予約権については平成22年9月27日開催の臨時株主総会並びに平成22年10月20日及び同年12月17日開催の取締役会において、第4回新株予約権については平成23年11月2日開催の臨時株主総会並びに同日開催の取締役会において、第5回新株予約権については平成24年3月27日開催の第10回定時株主総会並びに平成24年8月17日及び同年9月20日開催の取締役会において、第6回新株予約権については平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会並びに同年4月22日開催の取締役会において、第7回新株予約権については平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会並びに平成26年2月20日開催の取締役会において、第8回新株予約権については平成26年3月25日開催の第12回定時株主総会並びに同日開催の取締役会において、第9回新株予約権については平成26年3月25日開催の第12回定時株主総会並びに同年5月9日、同年7月18日及び同年10月20日開催の取

締役会において、第10回新株予約権については平成27年7月17日開催の取締役会において、第11回新株予約権については平成28年1月22日開催の取締役会において、第12回新株予約権については平成28年3月29日開催の第14回定時株主総会並びに同年5月10日及び同年7月22日開催の取締役会において決議されたものであります。また、平成29年3月28日開催の第15回定時株主総会において新株予約権の付与にかかる授権について決議されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役にストックオプションを付与する場合、その基準は、その職責及びその権利付与予定者への今後の期待度を総合的に勘案して、個別に支給を検討いたしております。ただし、社外取締役は、株式報酬型ストック・オプションの対象外であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、平成26年3月25日開催の株主総会において、固定報酬額を年額4億円以内、業績連動賞与額を年額10億円以内とする旨の決議を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個別の報酬については、その役割に応じて、固定報酬、年度別の業績賞与、ストックオプションおよび株式報酬型ストックオプションの全部または一部から構成することとします。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、年度別の業績賞与、ストックオプションおよび株式報酬型ストックオプションから構成されます。この場合、固定現金報酬部分よりも、業績や株価に連動した報酬部分がより大きくなるようにしております。

社外取締役の報酬は、固定報酬およびストックオプションで構成されます。

監査役の報酬は、固定報酬のみとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の運営事務局である法務部がサポートを行っております。

監査役(社外監査役含む)については、監査役会の事務局は設置しておりませんが、必要に応じて内部監査室が監査役の業務を補助しております。また、監査役会には、法務部長も出席し、監査役会の運営の補助及び議事録の作成を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社外取締役と監査役との連携によるコーポレートガバナンスモデルを採用しております。

取締役5名のうち2名を社外取締役として選任しております。

これらの取締役と監査役により、毎月の定例開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役による意見交換及び検討等を行うことで、相互牽制による監督を機能させるとともに、経営上重要な事項に対する迅速な意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び監査役が、業務執行取締役の業務遂行を、独立した立場から監督・監査することを期待して、当該モデルを採用するものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知を早期に発送することに努めており、自社ウェブサイトにおいて英訳についても公表しております。 平成29年3月28日開催の第15回定時株主総会においては、開催日の18日前である3月10日に発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年開催の第15回定時株主総会においては、集中日より2日早い3月28日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年開催第14回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の株主の便宜のため、招集通知を英訳して当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、NEXONコーポレート・ガバナンス基本方針において、12.株主との対話に関する方針を掲げており、(1)基本方針、(2)IR体制、(3)対話の方法、(4)社内へのフィードバック、(5)インサイダー情報および沈黙期間を定め公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して上期及び下期末には決算説明会を、第1四半期及び第3四半期末には決算電話会議を開催しています。 代表取締役社長及び代表取締役CFOが業績や今後の見通し、経営・事業戦略等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して四半期に1回、決算電話会議を開催しています。 代表取締役社長及び代表取締役CFOが業績や今後の見通し、経営・事業戦略等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報の専門ページを設け、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を適時適切に掲載しております。なお、IR資料のほとんどは、原則として英語版を作成し掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営企画部経営企画室グローバルIRチーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主をはじめ、当社グループの取り巻くユーザー、取引先、地域社会、従業員等のすべての利害関係者は、当社グループのステークホルダーであり、これらは企業価値の最大化と健全性の確保という点でその利害関係が共通する半面、限られた資源を巡ってその利害関係が対立することがあると認識しております。 当社グループは、従業員に対する教育等により個々のレベルアップ及び士気の向上を図り、取引先と公平な取引を行い、ユーザーに対して良質なサービスを提供することにより企業価値の最大化を図り、配当等を通じた株主還元により、これらのステークホルダー間のバランスを図り、良好な信頼関係を築くことが重要であると考えております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、皆様が安心してゲームやサービスをお楽しみいただける環境を提供すべく、他社に先駆けて様々な取り組みを積極的に行っており、具体的な取り組みにつきましては、以下のとおり掲載を行っております。

<http://company.nexon.co.jp/introduction/safety.html>

当社は、当社サービスを通じた、社会や地域のつながりを大切に、社会環境を整えることを重要な課題と考えています。当社における社会を通じた取り組みにつきましては、以下のとおり掲載を行っております。

<http://company.nexon.co.jp/introduction/society.html>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

コーポレート・ガバナンス基本方針において定めております。

http://ir.nexon.co.jp/stock/governance/corporate_governance_basic_policy.pdf

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況

当社においては、「NEXONコーポレート・ガバナンス基本方針」、「NEXONグループ行動倫理基準(行動準則)」、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し、内部統制システムの確立を図っております。

リスク管理体制の整備の状況

内部統制における重要な点のひとつがリスク管理であると考えております。そこで、「リスク管理規程」を策定するとともに、内部監査室長を長とし、各部門の責任者を構成員とする「リスク管理(内部統制)プロジェクト」を設置し、「リスクマップ」を策定して、リスクの顕在化の防止を図っております。一方、万一リスクが顕在化し重大事態が発生した場合は、あらかじめ定めた緊急連絡網により各部門の責任者を招集し、対策本部を設置して重大事態の対策にあたるものとしております。

また、内部統制におけるもうひとつの重要な点は、コンプライアンスであると考えております。そこで、「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス規程」を取締役会で決議し、法務部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務部を「コンプライアンス統括部署」として、社内のコンプライアンス体制の確立を図っております。

平成29年3月21日開催の取締役会において、「NEXONグループ行動倫理基準(行動準則)」の実践状況のレビューを実施し、全体としてコンプライアンスに対する良好な意識・企業文化が存在することを確認しつつ、個別の遵守事項について、更に改善活動を継続していく必要性について確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその企業集団、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等に反社会的勢力との関係はありません。

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、体制を構築し運用しております。

当社においては、平成21年3月27日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」に反社会的勢力排除の体制整備を追加決議し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断することを反社会的勢力排除の基本方針としております。

社内体制としては、反社会的勢力対応部署を法務部とし、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しております。

新規取引を開始する際には、平成19年4月1日より制定した「取引先管理規程」に基づき「取引開始申請書」を提出することとし、法務部において、実務上の業務マニュアルである「取引開始申請書処理マニュアル」及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、日経テレコン等の情報から新規取引先が反社会的勢力と関係していないか調査しております。なお、「取引先管理規程」が制定される前に開始した取引先についても、遡って反社会的勢力と関係していないか調査いたしました。

また、新規の株主に対して当社の株式を譲渡する際にも、当該新規株主が反社会的勢力と関係していないか調査しており、役員登用時及び従業員採用時には、当該役員及び従業員が反社会的勢力と関係していないか、これらの経歴を中心に判断しております。

取引の過程において取引相手に反社会的勢力の関与や犯罪歴等があることが判明した場合には、取引を中止する措置を取るようしております。そのため、平成21年10月1日より契約を締結する際には、原則として反社会的勢力排除条項を導入しております。

万が一、反社会的勢力からの接触があった場合には、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて対応を行います。また、平成21年8月には当社における不当要求防止責任者を選定して当社の所轄の中央警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制も構築されております。

当社子会社において同様の事態が発生した場合は、当社の法務部と連携して適切な措置を講ずることといたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

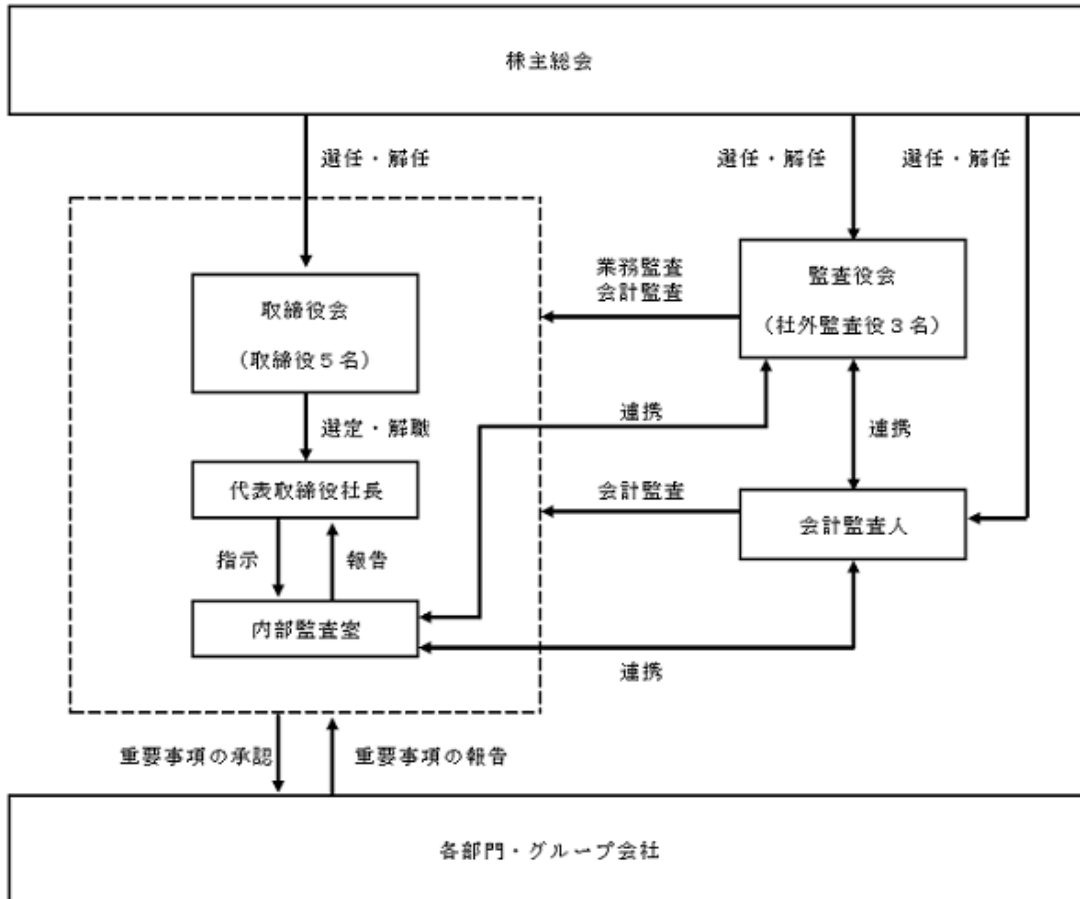
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策を導入しておらず、また、その計画也没有ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要】

適時開示手続に関する業務フロー図は次のとおりであります。

① 決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



② 決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信・四半期決算短信）

